

くらしのパートナー

■発行/文京区消費生活センター 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21
文京シビックセンター地下2階 TEL 5803-1105 FAX 5803-1342

もくじ
くらしのパートナー200号 特集号!...1
『あのとき』『あのこと』を振り返る...2
日々の相談業務で印象に残ったこと...4

～皆様に支えられて～ くらしのパートナー200号特集号!

くらしのパートナー 200号に寄せて

毎年6回の発行を重ね、創刊から30年以上、皆様のくらしに寄り添う情報をお届けしてまいりました「くらしのパートナー」が、今回200号を迎えることとなりました。

長きにわたってご愛読くださっている皆様や、偶々手に取られたことで「くらし」にまつわる情報をお伝えできた方など、たくさんの方にご覧いただきながら発行を重ねてまいりましたが、その変遷には実に多様な社会情勢が反映されておりました。特に近年はITの普及に伴う生活ツールの変化によって、消費トラブルなども昔と大きく変わってきましたし、また、昨今では地球規模の環境を身近に考え、くらしに反映する機会もとても多くなりました。

200号という、一つの節目とはなりましたが、私たちの生活は変化を重ねながらずっと続いてまいります。「くらしのパートナー」が、これからも皆様の生活に寄り添うパートナーとしてお役立ていただけますたら幸いです。

文京区 経済課長 横山尚人

● 100号発行時からの相談件数の推移

年度	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
年間相談件数	1,787	1,855	1,842	1,777	1,711	1,640	1,667	1,561	1,647	1,648	1,653	1,629	1,645	1,965	2,063	1,956
増減率		3.8%	-0.7%	-3.5%	-3.7%	-4.1%	1.6%	-6.4%	5.5%	0.1%	0.3%	-1.5%	1.0%	19.5%	5.0%	-5.2%

文京区消費生活センターに寄せられる相談は、平成30年度から急増しています。

100号が発行された平成17年から現在に至るまで、依然として契約解約に関する相談が多く寄せられます。(例：クーリング・オフ、契約を解約したい、契約内容が違法ではないか)

最近では、インターネットの普及に伴い、トラブルが国内外にまで及んでいます。

『あのとき』『あのこと』を振り返る ～くらしのパートナー100号から200号～

「くらしのパートナー」第1面には電話のイラストが掲載されています。時代によって変化する電話の表情の違いもお楽しみください。

平成17年 100～105号

★くらしのパートナー 100号記念号発行

- 悪質リフォーム工事被害が社会問題化
- 耐震偽装問題
- 多重債務問題



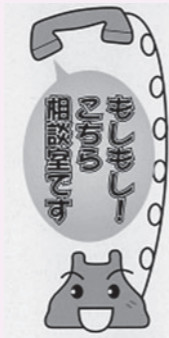
100号表紙▶



平成18年 106～111号

- エレベーター事故
- ガス瞬間湯沸かし器の一酸化炭素中毒死亡事故問題

108号TELイラスト▶



平成19年 112～117号

- 食品偽装表示事件

平成20年 118～123号

- 中国産冷凍ギョウザ問題

平成21年 124～129号

- 内閣府に消費者庁・消費者委員会設置
- 新型インフルエンザ多発
- 劇場型勧誘による被害

※129号から、縦書紙面を横書に変更

129号表紙▶



平成22年 130～135号

- 消費者ホットラインの運用開始
- 口蹄疫の発生
- 貴金属訪問買取りの被害

133号TELイラスト▶



平成23年 136～141号

- 東日本大震災・原発事故発生(3月)
- 震災に便乗した商法多発
- 放射性物質に対する不安広がる
- 生食用牛肉で集団食中毒

平成24年 142～147号

- サクラサイト商法被害拡大
- 劇場型投資被害
- 被害を取り戻すという名目による「二次被害」増加
- 健康食品送り付け商法が多発

144号TELイラスト▶



平成25年 148～153号

- 美白化粧品によるトラブル
- 飲食店等での食品表示等の不正事案
- 冷凍食品の農薬混入発覚

150号表紙▶



平成26年 154～159号

- 消費税が5%から8%に
- 中国の工場における使用期限切れ鶏肉加工食品問題

平成27年 160～165号

- 個人情報削除を持ち掛ける詐欺増加
- マイナンバーが通知され、関連相談急増

平成28年 166～171号

- 熊本地震発生(4月)
- 定期購入トラブル
- 特定保健用食品に許可時の関与成分が規定量含まれていないなどで、一部製品の許可取り消し

平成29年 172～177号

- 法務省等を名乗る架空請求のはがきに関する相談増加
- 大手企業による品質データの改ざん等多発

平成30年 178～183号

- 仮想通貨流出事件
- 「オーナー商法」や「シェアハウス投資」のトラブル

180号表紙▶



令和元(平成31)年 184～189号

- 令和改元に便乗した消費者トラブル
- 消費税8%から10%に

令和2年 190～195号

- 新型コロナウイルスが流行し、マスクの高額販売や、ワクチン接種詐欺などが問題化

令和3年 196～200号(9月号)

★くらしのパートナー 創刊200号

198号TELイラスト▶



文京区消費生活情報誌「くらしのパートナー」は発行200号を迎えました。

これからも皆様の「くらし」の「パートナー」として、様々な情報をお届けいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

100号から199号までのバックナンバーはこちらから閲覧できます▶



編集スタッフ一同

日々の相談業務で

消費生活相談員が語る 印象に残ったこと

文京区消費生活センターでは、現在5名の専門の相談員が、「消費生活」に関する相談を受けております。過去の相談の中から、相談員の印象に強く残ったものをご紹介します。

100号発行は2005年でした。当時は全国でアダルトサイトのワンクリック請求や架空請求の被害が大量に発生していました。契約していないのに「支払わないと訴訟になる」と脅されて代金を払ってしまった方も多く、残念でなりませんでした。

「不用品をなんでも買い取ります」とリサイクル業者の訪問があり、古着を出したら「指輪やネックレスはないか」と言われ、仕方なく指輪を見せたところ二束三文で買い取られたなどという相談が2010年頃から急増しました。「押し買い」と呼ばれる訪問購入のトラブルです。クーリング・オフができず貴金属を取戻せないケースがほとんどでした。その後法律が改正され、クーリング・オフが適用されるようになりました。

90歳近い女性の相談者が財産を根こそぎ奪われていた件には衝撃を受けました。訪ねてきた事業者に、過去に原野商法で買わされた山林を「高額で買い取る」と騙され、逆に自宅を相場の十分の一の価格で売却させられて、家賃を払って自宅に住んでいる状況でした。弁護士への至急の相談を案内し、数か月後に、自宅を取り戻せたと報告を受けホッとしました。

「FXやバイナリーオプションで必ず儲かる」と情報商材(USBメモリー、テキスト)を勧誘されたが儲からない、とのトラブルが絶えません。返金交渉しても、事業者は「情報を渡している」と主張します。センターとの返金交渉中に事業者と連絡が取れなくなった時は残念な思いで一杯でした。

「初回〇円」「お試し価格」という表示を見て申し込むと、1度買って終わりではなく回数条件がある定期購入だったという相談が数年前から相次ぎました。解約したくても連絡が取れないだけでなく、解約方法がSNSで行わなければならないなど、いまだに多くの相談が寄せられます。改正特定商取引法で通信販売の「詐欺的な定期購入商法」対策が盛り込まれ、今後の効果に期待したいです。

消費生活に関するご相談は、お気軽に文京区消費生活センター相談室まで
相談専用電話 03-5803-1106 9:30～16:00 (月～金 祝日・年末年始を除く)

文京区消費生活センター

〒112-8555
 東京都文京区春日1-16-21
 文京シビックセンター地下2階
TEL 5803-1105 / FAX 5803-1342
相談専用 TEL 5803-1106
 受付時間 9:30～16:00 (月～金 ※祝日・年末年始を除く)

文京シビックセンター 最寄駅

- 地下鉄
 東京メトロ丸ノ内線・南北線
 →後樂園 下車
 都営三田線・大江戸線
 →春日 下車
- 都営バス
 →春日駅前 下車
- 文京区コミュニティバスB-ぐる
 →文京シビックセンター下車

